流域保全区域（仮称）の検討に係る進捗状況報告資料

資料②

＊環境配慮指針について検討するため，環境配慮指針骨子（案）の参考とした先進事例を視察した。

1　視察先

①豊田市　②矢作川沿岸水質保全対策協議会

2　環境配慮指針骨子（案）の先進事例参考箇所

事業段階	基本的視点	配慮事項	具体的取組の例	提出書類
①計画	●事業計画には，自然環境・景観への影響に配慮し，可能な限り環境破壊緩和策（ミティゲーション※）を取り入れる。 ●事業区域は，事業内容を整理のうえ，自然環境・景観への影響の最小化を図れる位置・範囲にて選定する。 ●より早い段階から環境情報を収集し，事業区域およびその周辺の自然環境・景観の特性を把握する。 豊田指針p.8-9	事業内容の明確化	□事業内容（目的，規模，行為の内容等）について，可能な限り明文化する	＊事業計画書 ＊環境配慮提案書
		事業区域の環境特性の把握	□関係法令による規制状況を確認する（窓口：高知市環境政策課） □地形・土地利用を確認する（国土地理院地形図／高知市都市計画図／高知市オルソ画像など） □貴重生物の生息状況を確認する（窓口：高知市環境政策課／高知県環境共生課／環境コンサルタントなど） □事業区域の見え方を確認する（市街地や視点場等からどう見えるか）	
		周辺の環境特性の把握	□地形・土地利用を確認する（国土地理院地形図／高知市都市計画図／高知市オルソ画像など） □濁水等の影響が及ぶ河川を確認する（国土地理院地形図／高知市オルソ画像など） □バッファーゾーン（緩衝帯）となりうる土地の範囲や状況を確認する	
②設計	●事業区域およびその周辺の自然環境・景観の特性に応じた配慮の方法を明確にする。 ●事業区域外に濁水を流出させないよう，必要な対策を明確にする。 ●以上を考慮した施工手順を明確にする。 豊田指針p.10-12	土地の安定性の確保	□土地の改変を極力抑える（沢筋・湧水・伏流水を保全する／掘削・盛土を少なくするなど） □法面勾配・小段間隔・小段幅・法面保護等について，関連する技術基準に則る（高知県開発許可技術基準・高知市開発許可制度の手引／高知市土地保全条例施行規則／道路土工要綱／同盛土工指針／同切土工・斜面安定工指針など） □設計内容が担保される施工手順とする（法面の下段からの施工など）	＊測量図面 ＊設計図面 ＊施工手順書 ＊環境配慮提案書
		濁水流出防止の徹底 汚濁防止：p.8-11,14-15,62-63	□法面にできる限り裸地が生じないようにする（法面の断面形状／法面緑化など） □濁水を事業区域外に流出させない造成形状とする（山側への横断勾配／法肩への盛土など） □濁水を事業区域外に流出させない施設を設ける（調整池・沈砂池など）	
		生態系・貴重生物の保全 四万十 p.16-20,23-25	□貴重生物の生息地を極力改変しないようにする（生息地への造成や工作物の設置を避けるなど） □沢筋や尾根筋を極力改変しないようにする（沢筋・尾根筋への造成や工作物の設置を避けるなど） □上記の改変を行う場合は，可能な範囲で代償措置を行う（生物の生息地の再生・創出など）	
		景観への影響の低減	□裸地や工作物の存在感が大きくなり過ぎないようにする（法面の断面形状／工作物の寸法・形状・色彩など） □裸地や工作物が周辺から見えないようにする（植栽による遮蔽など）	
③施工	●前段階で検討した配慮が着実に行われるよう，工事発注者と請負業者とで情報共有を図るとともに，取組の実施状況を監理する。 ●施工中に設計内容を変更する必要性が生じた場合，対応について速やかに協議する。汚濁防止:p.8-11,14-15,62-63 豊田指針p.22-23	土地の安定性の確保	□設計内容を，計画どおりの手順に沿って施工する（所定の法面勾配・小段間隔・小段幅・法面保護／法面の下段からの施工など）	＊施工計画書 ＊環境配慮提案書
		濁水流出防止の徹底	□設計内容を，計画された手順に沿って施工する（調整池・沈砂池からの施工など） □大規模な土工事は渇水期内施工とし，なおかつ鏡川のアユ遡上期および産卵期を避けて行う	
		生態系・貴重生物の保全	□施工中に貴重生物等の生息地が新たに発見された場合，影響回避や保全策を検討する	
		景観への影響の低減	□現地を景観配慮の完成イメージに照らし，計画や工法の妥当性を検証しながら施工する（裸地の緑化・植栽による遮蔽など）	
④管理	●事業期間が長期に及ぶ場合，次期施工までに濁水の流出等が生じないよう，必要な対策を講じる。 ●工事完了後の自然環境・景観の推移を監視するとともに，必要な対策を講じる。	濁水流出防止の徹底	□法面の崩壊または不安定箇所の有無等を確認する □調整池・沈砂池への堆砂状況を確認する（状況に応じて浚渫等の対策を講じる） □植生等による法面の被覆状況を確認する	＊現地状況報告書 ＊環境配慮提案書 ＊是正措置報告書
		景観への影響の低減	□裸地や工作物が目立ち過ぎていないかを確認する（裸地の緑化・植栽による遮蔽など）四万十.23-25	

3　豊田市（環境政策課，河川課，技術管理課）視察報告

1　公共工事における環境配慮指針について

Q1　環境配慮指針作成の背景は？
⇒豊田市環境基本条例及び豊田市総合計画に基づく市の環境率先行動として作成

Q2　環境配慮指針の取組み実績は？
⇒環境配慮率はほぼ100%を達成（平成29年度99.6%，28年度99.3%）

Q3　環境配慮指針による効果は？
⇒公共工事に携わる職員の環境意識の向上

Q4　民間開発への指針の適用予定はあるか？
⇒今のところ，民間開発に適用する指針を作成する予定はない。

2　民間開発等に対応するための手段

・豊田市開発事業に係る手続等に関する条例
→　一定の条件を満たす開発事業に対して，住民への説明会や協議を行うことや開発事業前に市の承認を受けることを義務付け

・豊田市林道管理規則
→　林業や生活物資の運搬など，条件に該当する場合を除き，車両による林道の通行を禁止
⇒　産業廃棄物を運搬する車両等の通行を規制

4　矢作川沿岸水質保全対策協議会（矢水協）視察報告

（1）　矢作川流域の概要

矢作川は，長野県南部の山岳に源を発し，長野県，岐阜県，愛知県の3県を流れて三河湾に注ぐ約120kmの河川で，流域内には愛知県22市町村，岐阜県3町村，長野県2村，約130万人の人口を抱えている。

（2）　矢作川の水環境

1960年代，高度経済成長に伴い，山砂利，陶土採取業者が上流の山を切り崩して採取した土砂を川の水で洗ったことにより，ヘドロが川に流れ，また，流域内に進出した大規模な工場は工場排水を垂れ流しにした。さらに，宅地やゴルフ場の造成工事による上流山間部の伐採により，サバ土と呼ばれる流れやすい性質を持つ表層が露わになり，豪雨時に大量の土砂が流出し，川底にヘドロが溜まるなど，矢作川の水環境は悪化していった。その結果，下流で営まれていたノリやアサリの養殖不振や農業用水の悪化による稲の根腐れなど，下流の漁業や農業に大きな被害をもたらした。

（3）　矢作川沿岸水質保全対策協議会設立

1969年，矢作川水系の河川及び三河湾の漁場の水質浄化を目指し，下流の6農業団体，7漁業団体，矢作川を水道水源とする6市町で組織する矢作川沿岸水質保全対策協議会（矢水協）が設立された。設立後，矢水協は汚濁源の監視パトロールや違反者の告発などの活動に加え，「流域は一つ，運命共同体」を合い言葉に上下流域の交流会や啓蒙活動，環境学習等を続けた。

（4）　行政との協調体制の確立

矢水協の地道な活動が評価され，1977年，愛知県は大規模開発の許可条件に矢水協の同意を求めることとした。（紳士協定）これにより，矢水協は開発の事前協議において意見を述べることが可能となり，矢水協の活動は，流域内の「秩序ある開発」の推進へと転換していった。

「秩序ある開発」・・・(1)流域全体を見通した開発順位の決定
順位決定の判断基準：①公共事業②過疎対策③地域の経済発展につながる事業
(2)土砂流出防止対策（濁水を出さない工事）の検討・実施

（5）　現在の活動内容

①　水質汚濁防止のための文書協議
（協議対象）①河川・湖沼・道路など主要公共工事
②3000㎡以上の面積を有する土地開発行為　} 30年度：263件，面積5,471,016㎡
③日排水量20㎥以上の工場等　} 30年度：50件

②　矢作川方式による水質保全活動
◎河川を汚濁させないための手続き
・開発行為の事前協議

図1　開発審査における矢水協の役割

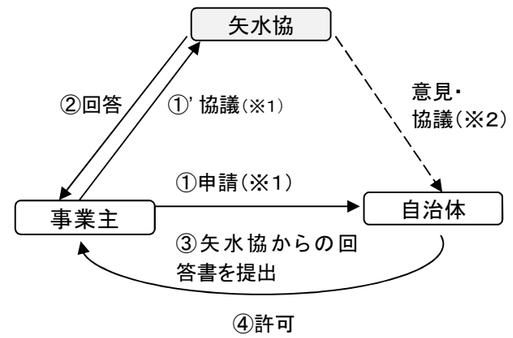

・企業や住宅団地との排水処理の協議（協議成立をもって行政許可）
・施工業者に防災計画書の提出を求める
◎土砂濁水浄化の手法
・竹ソダろ過工法による仮設沈砂池・調整池の設置
＊実際に竹ソダろ過工法を取入れた工事を実施している現場を視察した。　（資料③参照）